① 放課後児童クラブ (学童保育) の実態と今後の解決策について

放課後児童クラブ(学童保育)は、平成6年の「エンゼルプラン」に伴う補助制度創設。又「放課後子ども総合プラン」に基づき受け皿拡大によって急激に増大した。又、保護者の共働き、一人親家庭にとって必要不可欠な存在でありながら、待機児童も多数増大している状況である。2012年「子ども・子育て支援法」が制定され、児童福祉法も改定された。7月4日の住民懇談会で学童保育の現在の現状と補助金の状況などお聞きし、問題点や今後の課題など浮かび上がってきた。それを踏まえ、今後の取り組みについて伺う。

- (1) 現在の放課後児童クラブの実態と現状についてどう考えるか。
- (2) 定員基準を満たしたクラブが多数あるが、それについての対策はあるのか。
- (3) 専用区間の面積は、はるかにオーバーしているが、どう考えるか。
- (4) 支援員数の不足や職員の待遇(非正規雇用労働者が多い)など予算、補助 金は十分か。

② 障害者職員採用と雇用問題について

厚生労働省は、民間企業が義務付けられている障害者の法定雇用率を現在の2.0%から2.3%に引き上げる方針を固めた。現在は、身体障害者と知的障害者が対象だが、来年の4月から統合失調症など精神障害者も加わり対象者数が増える。来年4月に2.2%に引き上げた後、2021年3月末までのうちに2.3%にする。現在は、従業員50人以上の企業に障害者雇用が義務付けられている。しかし、法定雇用率を達成している企業が、半数に届いていない実績がある。又、国、地方自治体、独立行政法人は、2.5%。都道府県の教育委員会は、2.4%となる。来年4月から適用されることから、町の今後の対応について伺う。

- (1) 本町の雇用率は、何%になっているのか。
- (2) 障害者差別解消法と就労に伴う合理的配慮についてどのように考えるか。
- (3) 地方公務員法「欠格条項」の不備を補うための「欠格条項例外条例」を制定する考えはないのか。
- (4) 庁舎内でのチャレンジ雇用についての見解はどうか。
- (5) 来年度から雇用割合が変更されるが、その対策は考えているのか。